

亘理町中学生地域クラブ活動団体登録申込について

1 目的

亘理町部活動地域移行実証事業の取組として、亘理町教育委員会（以下「教育委員会」という）が、学校部活動に代わるスポーツ・文化芸術活動を実施する団体を、亘理町中学生地域クラブ活動団体（以下「地域クラブ活動団体」という）として登録し支援することにより、中学生のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備・充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図るための一助とする。

2 登録期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

3 登録の要件

地域クラブ活動団体の登録の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校部活動の教育的意義を継承・発展しながら、中学生を対象にスポーツまたは、文化芸術活動を行い、専門性の高い指導を目指すこと。
- (2) 団体の規約（代表者、活動の目的や方針、会費、トラブルや事故等の対応を含む管理責任上の主体の明確化等）を整備していること。
- (3) 年間活動計画及び月の活動計画を作成していること。
- (4) 参加中学生・保護者、学校、教育委員会との連携、協力が図れること。
- (5) 参加中学生、指導者や協力者等に対して、スポーツ安全保険（障害・賠償責任）に加入すること。
- (6) 営利を目的とした団体でないこと。
- (7) 参加費を徴収する場合、参加費は参加中学生（保護者）の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で設定すること。

※地域クラブ活動団体の運営は、参加者からの会費等による受益者負担が原則となるが、会費等の軽減と、地域クラブの活性化を図るため、地域クラブ活動団体として登録を受けた団体に対して、教育委員会は助成金による支援を行う。

- (8) 参加を希望する中学生を広く受け入れ、公平な視点をもって活動が行えること。
- (9) 亘理町内の社会教育施設等の公共施設または学校施設を活動の拠点としていること。
- (10) 指導者等が、宮城県又は教育委員会が主催する研修会等に参加できる団体であること。

3 登録の申込

地域クラブ活動団体への登録を希望する団体は、以下の書類を教育委員会に提出すること。

- (1) 地域クラブ活動団体登録申込書
- (2) 団体の規約又はそれに相当するもの
- (3) 活動計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 参加者名簿
- (6) 地域クラブ活動要件確認書

4 登録申込の受理

教育委員会は、前条の規定による登録申込があったときは、当該申込に係る書類等の審査を行った後、地域クラブ活動団体として登録する。

5 変更の届出

登録された地域クラブ活動団体は、地域クラブ活動団体登録申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出る。

6 登録の取消し

教育委員会は、登録した地域クラブ活動団体が次の各項のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込により登録されたことが判明したとき。
- (2) 登録の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 活動回数、活動人数が著しく減少したとき。
- (4) 地域クラブ活動団体としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他、教育委員会が地域クラブ活動として不相当と認めたとき。

7 地域クラブ活動に対する支援

教育委員会は、地域クラブ活動団体に対し、次の支援を行うものとする。

- (1) 亘理町部活動地域移行実証事業実施要綱に基づく助成
- (2) 地域クラブ運営の体制整備に関すること

8 その他

- (1) この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて別に定める。
- (2) この要項の内容は、実証事業期間（令和7年9月30日まで）のものであることを踏まえ、地域クラブ活動団体の支援については、実施状況や課題等に応じた必要な見直しを行っていくこととする。